

令和4年9月21日

保護者各位

水戸市こども部こども政策課

学区外から通学する児童の放課後学級の御利用について（お知らせ）

水戸市では、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後学級事業を実施しております。

ただし、下記の理由で学区外から通学される方につきましては、放課後等に児童の保護監督者がいることから、放課後学級を御利用いただくことができませんので、予め御了承ください。

なお、放課後学級の利用についての御相談は、こども政策課まで御連絡ください。

記

○ 指定学校変更申立における変更理由（「指定学校変更申立書」変更理由から抜粋）

（3）家庭の事情

ウ 小学校又は義務教育学校第6学年以下の児童の場合で、帰宅時に保護監督者不在により変更を希望する学区の保護預かり者所在地に下校させるため

エ 小学校又は義務教育学校第6学年以下の児童の場合で、帰宅時に保護監督者不在により保護者の所在地に下校させるため

○ 区域外就学承諾申請における変更理由（「区域外就学承諾申請書」理由から抜粋）

4 帰宅後保護監督者がいないため、保護預かり者がいる就学希望校に通学させたい

問合せ先

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市こども部 こども政策課 こども事業係

TEL：029-350-5577